

休業手当規定

- 一、舊社ノ都合ニヨリ壹ヶ月七日以上休業シタルトキハ休職職工ニ對シ八日目ヨリ日給三分ノ一ヲ手当金トシテ支給スベシ
 - 二、此手当金ヲ受ケントスル職工ハ休業中毎朝出勤票日ト同様時間内ニ一回出頭届出ツベシ此手續ヲ怠リタル者ニハ手当金ヲ支給セズ
 - 三、休業中一時池へ就職シタル者ニハ手当金ヲ支給セズ
 - 四、休業中、雖モ勝手ニ休業シタル者ニハ手当金ヲ支給セズ
- 賞與規定
- 一、當所職工ニシテ業務上有益ナル考又ハ發明ヲナシタル者ニハ相當ノ賞與ヲ與フ
 - 二、當所職工ニシテ當所内ニ於テ危険ト認ムル事ヲ發見告知シ又ハ適當ノ措置ヲ以テ危険ヲ防止シタル者ニハ賞與ヲ與フ